



CONTENTS

- 1 ・会長交代のお知らせとご挨拶
- 2-3 ・第13回定時会員総会・第67回理事会 開催報告
- 4 ・当協会の役員について
- 5 ・令和6年度 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・愛知労働局長表彰
- 6 ・令和6年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者（製造業等）」の募集について
・「治療と仕事の両立支援シンポジウムあいち」開催のお知らせ
・災害発生状況
- 7 ・「はたらきかたススめ」特設サイトをご覧ください
- 8 ・令和6年度「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コースのご案内
- 9 ・～最低賃金の改定が予定される 10 月より前に！活用すると大変有効！業務改善助成金！～
- 10 ・厚生労働省、中小企業庁では最低賃金引き上げに伴う支援を強化しています
- 11 ・育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が改正されました！
- 12 ・連載 第3回（全6回）「メンタルヘルス不調の予防・早期発見」
有田労務管理事務所 社会保険労務士 有田 知史 氏
- 13 ・第12回「愛知安全管理者交流会・愛知衛生管理者交流会・愛知THP推進協議会」合同総会 開催報告
- 14 ・労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナーを岡谷鋼機名古屋公会堂4階ホールで開催
・第1回「衛生管理者のたまり場」開催報告
・リスクアセスメントセミナーを西尾コンベンションホールで開催
- 15 ・技能講習等講習会予定表

会長交代のお知らせとご挨拶

当協会は、6月13日（木）の「第13回定時会員総会」を経て開催した「第67回理事会」をもって、西村 司（大同特殊鋼株式会社 代表取締役副社長執行役員）から、副会長を務めておりました山碕 聡志（東邦ガス株式会社 取締役専務執行役員）に会長を交代しましたのでお知らせします。なお、同総会および理事会については、その概要を2～4頁に記載しております。

そこで、新旧会長から以下のとおりご挨拶させていただきます。

就任ご挨拶 【山碕 聡志 氏】

平素は、会員事業場の皆さまには当協会の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき、また、行政ご当局の皆さまにはひとかたならぬご指導ご鞭撻を賜わり、心より厚く御礼申し上げます。

会員事業場の皆さまにおかれましては、コロナ禍が落ち着き、経済活動の回復が続くとみられる中で、積極的な企業活動に取り組まれていることと存じます。

2021年6月から現在まで、3年間にわたり当協会の副会長を務めさせていただき、この度、6月13日の第13回定時会員総会および第67回理事会をもって、会長に就任いたしました。当協会の目的であります「労働関係法令の普及推進に関する事業を通して、労働条件の向上と労働災害の防止を図り、以って労働者の福祉の増進並びに健全な産業の興隆に寄与する」ため、微力を尽くしてまいりますので、よろしくお願いいたします。



直近の雇用情勢は持ち直しの動きが広がりつつあると言われていますが、少子高齢化などにより生産年齢人口の減少は今後も続いていくことから、人材の確保は会員の皆さま共通の課題であろうと思います。そのため、女性・高齢者・障がい者・外国人などの多様な人材の活躍を含め、従業員が毎日いきいきと働くことができるよう、働き方改革、エンゲージメント向上、生産性向上などの労働環境を巡る難題に取り組むことが益々重要になって来ています。

しかしながら、こうした難題への適切な対処の基本は、労働関係法令を正しく理解し、実践していくことにあると考えております。これからも皆さまのご意見やご要望にお応えしながら、労働関係法令の普及推進に向けた各種セミナーや登録教育機関として実施する技能講習等を行ってまいります。内容の充実を図り、受講される方々の理解が深まり、会員の皆さまの安全・安心・健康に働ける労働環境の整備に寄与できるよう努めてまいります。今後とも一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

退任ご挨拶 【西村 司 氏】

6月13日（木）に開催されました第13回定時会員総会をもちまして、2期4年間務めさせていただきました会長を退任いたしました。任期中は4度にわたる新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言下での協会活動でしたが、労働条件の向上、労働災害防止などの課題に向けて皆様方のご理解・ご協力のもと取り組んでまいりました。改めましてご協力に御礼申し上げます。

労働条件の向上については、働き方改革の実現に向けて、非正規労働の同一労働同一賃金、育児・介護を両立できる職場環境整備、高齢者の就業確保やハラスメント防止などをテーマに地区協会と共催による労働法無料セミナーをはじめとする各種セミナーの開催に取り組みました。

労働災害の防止については、2023年度に全国産業安全衛生大会が名古屋市で開催され、県下地区労働基準協会他のご協力により4年ぶりに参加者1万人を達成致しました。特に会員皆様方には、大会の運営担当業務を担っていただいたことやご多忙の中ご参加いただきましたこと、改めまして深く感謝申し上げます。

大会では愛知労働局が推進し、当協会も無料セミナーなどを通し広く周知を行ってきましたリスクアセスメントを全国に発信することを念頭に置いて、発表内容の充実や参加勧奨に取り組みしました。

技能講習、特別教育をはじめとする講習会については、法改正を踏まえた新規講習の開講や受講環境の整備に努めた結果、需要の高まりにより受講者数は3万人を超え、3年連続で過去最高を更新しました。

今後も皆様方のご期待ご要望に十分にお応えしていかなければなりません、これまでの協会活動が少しでもお役に立てたのであれば幸甚に存じます。

労働基準協会を取り巻く環境は厳しいものがありますが、次期会長をはじめとした新体制の下、これまで以上に県内で働くすべての方が、安全で健康な職場で安心して働くことができる環境整備に貢献して頂けるものと確信しております。

最後に、会員事業場ならびに愛知労働基準協会のますますのご発展を祈念して、退任のご挨拶とさせていただきます。皆様、誠にありがとうございました。



第13回定時会員総会・第67回理事会 開催報告

当協会は、6月13日（木）に名古屋クラウンホテルにおきまして、標記総会を開催しました。

総会終了後、愛知労働局長 阿部 充 氏よりご講演をいただきました。

また、同日、第67回理事会において、「会長、副会長および専務理事、部会長および副部会長の選定」を上程し、出席理事全員一致で可決されました。

1 開 会 挨拶

公益社団法人愛知労働基準協会

会長 西村 司

（大同特殊鋼株式会社 代表取締役副社長執行役員）

定時総会の開催にあたり、西村会長は日頃の当協会の運営に係る支援協力に対し謝辞を述べ、挨拶しました。

本日は、お忙しい中、多数の方にご出席いただきまして、感謝申し上げます。

さて、全国における2023年死傷災害は、約13万人と高い水準で推移しています。まさか、自分自身は怪我をしないと言う過信が災害発生の一つの要因でないかと考えます。宝くじが当たる確率は400万人に一人、交通事故で亡くなる割合は、4万人に一人で宝くじが当たる確率の100倍となっています。一方、労働災害は、人口との割合では1,000人に一人、労働者数との割合では、400人に一人となっており、宝くじが当たる確率と比較して、1万倍ということになります。

まさか自分は労働災害に遭わないという気の緩みが、労働災害件数を下げない一つの大きな障害になっているのではないかと。誰でもが、いつでも被災するという危機感、緊張感をもって作業することで労働災害が減るのではと考えます。

私事ではありますが、本総会をもって、4年間務めさせていただいた会長を退任することになりました。在任中の4分の3はコロナ禍でのことで、当協会運営の事務局や皆様にもいろいろな面で大変であったと思いますが、皆様のおかげであったことをあらためて感謝申し上げます。

2 議 事

「2023年度事業報告および貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等」（第1号議案）、「任期満了に伴う役員選任」（第2号議案）、「常勤役員の報酬」（第3号議案）を上程し、いずれも承認可決されました。併せて、「2024年度事業計画および収支予算」を報告しました。

3 報 告

守山専務理事・事務局長より、「2024年度事業計画及び収支予算」について説明がなされました。

1 会員懇談会第1部

(1) 新会長挨拶

公益社団法人愛知労働基準協会

会長 山崎 聡志（東邦ガス株式会社 取締役専務執行役員）

新会長より、次のとおり挨拶がありました。

ただ今の理事会で会長に就任しました山崎でございます。西村前会長同様、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日は、会員の皆様方のご協力により、滞りなく総会が終了し、厚くお礼申し上げます。また、愛知労働局の阿部局長様をはじめ、行政ご当局の幹部の方々、関係団体、地区労働基準協会の皆様にはご多用の中ご臨席賜り、誠にありがとうございます。なお、この後、阿部局長様にはご講演をいただきますので、よろしくお願いいたします。

西村前会長が会長に就任された2020年は新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言下での協会活動となり、大変ご苦労されたことと思います。そのような中、地区労働基準協会と一体となり県内各地で多くのセミナーを開催されるほか、技能講習など講習会については、法改正を踏まえた新規講習の開講などに努められ、大変多くの方に受講機会を提供されました。

また、昨年度の全国産業安全衛生大会は、愛知労働局が推進されているリスクアセスメントへの取組みを全国に伝える契機になったのではないかと感じております。私自身、2021年より現在まで3年間にわたり当協会の副会長を務めて参りましたが、これら取組みの一助になれたのなら幸いです。西村前会長におかれては、4年間にわたり協会運営に大変ご尽力され、この場を借りて、ご功勞に心より感謝の意を表します。

さて、当協会は、労働関係法令の普及推進に関する事業を通して、労働条件の向上と労働災害の防止を図り、労働者の福祉の増進ならびに健全な産業の興隆に寄与することを目的としております。今年度も、地区労働基準協会などと協力して県内各地で労働法無料セミナーを開催するほか、物流業界の2024年問題への対応など、法改正を踏まえたセミナーなどを開催いたします。

また、健康安全に関する情報交換等の場を設け、愛知労働局が推進する「安全経営あいち®」の理念について共有

を図るとともに、治療と仕事の両立支援の必要性を広く周知するなど、多くの取組みを実施いたします。技能講習など講習会については、法改正などを踏まえ適宜適切に開催する中で、受講者から継続的に選ばれる教習機関に向け、受講環境の改善を進めて参ります。

この度の会長就任に際し、これまでの取組みを継続しつつ、更なる発展を目指し、引き続き、受講者のニーズを的確に捉えた各種セミナーや講習会などを開催するとともに、更なる経費削減に努め、公益社団法人として財務基盤の安定・強化を図って参る所存です。

愛知労働局をはじめとする行政ご当局のご指導、関係団体や地区労働基準協会のご協力の下、会員の皆様のご意見・ご要望をお聞きしながら、働く人が、安全で健康な職場で安心して働くことができるよう、各種事業を推進して参ります。引続きご支援を賜りますようお願いいたします。

(2) ご講演

愛知労働局長 阿部 充 様



会員懇談会において、公務ご多忙の中、ご来賓の愛知労働局長 阿部 充氏よりご講演をいただきました。

あらまは、以下のとおり

日頃は、愛知労働基準協会及び会員の皆さまには、愛知労働局、労働基準監督署、ハローワークの労働行政推進に格別のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

本日は、愛知労働局における現下の課題とその対応などについて、話をさせていただきます。本年度の行政運営方針は、昨年度の経済情勢等を踏まえて、重点的に取り組む課題を整理し、取り組む方針を示すということで作成しています。県内の雇用情勢については4月の有効求人倍率が前月比0.01ポイント上昇し1.31倍となっています。コロナ禍で1.0倍程度まで低下しましたが、県内自動車製造業を中心に回復傾向にあり、業種によっては人手不足感もあります。一方で原材料・燃料価格や円安の影響等により全体が万べなく上向きの状況にあるわけではなく、少し足踏みしている業種、企業もあるのではと感じています。

雇用情勢としては持ち直しの向きが広がりつつあると思いますが、個々の事情に注視しながら対策を進めていく必要があるとの認識です。コロナ禍では雇用の維持を進めてきたところ、昨年5類感染症に移行したことで、雇用維持だけでなく、その先にあるWithコロナを考えながら、計画的な賃上げを伴う労働環境の整備、個人のキャリア形成等の支援にチェンジして様々な業務を推進していく状況になっています。

賃金の引き上げは政府の重要な施策であり、賃上げが原動力となって様々な成長に繋がると言った好循環を作り出

し、その流れを中小企業・小規模事業者、非正規雇用労働者にも広げていきたいと考えています。労働環境の整備の観点から、男性の育児休業取得、障害者の法定雇用率の段階的引き上げ、高齢労働者が継続して働けること、高齢労働者の状況を踏まえた安全対策等が必要になってきます。これらを踏まえて、多様な人材が活躍できる環境を整備していくことが増々重要となっています。労働災害防止や法定労働条件の確保、ハラスメント防止対策等の労働環境を向上させていくことになります。こうしたことから、行政運営方針では、大きく3つの項目に分けて、①賃上げ・人材活性化・労働市場強化、②多様な人材の活躍促進、③安全で健康に働くことができる環境づくりに整理して、今年度、愛知労働局、労働基準監督署、ハローワークにおいて、総合的に働く人と企業の支援を含めて、労働行政として施策を進めていくことにしています。

(以下、説明がなされた項目を記載します)

・「働きやすい職場環境づくり」の観点から
労働災害防止対策、時間外労働の上限規制、労働条件明示の新ルール、同一労働同一賃金の遵守

・「多様な人材の活躍」の観点から
フリーランスの就業環境の整備、高齢者の就労・社会参加の促進、障害者の就労促進、仕事と育児・介護の両立支援、女性活躍のための支援

労働局の仕事は、種々ありますが、同じような意味合いで働く人がどのような立場であっても、元気に良い仕事をして、それが会社、社会に貢献できる環境を作っていく役割を労働局、労働基準監督署、ハローワークが担っていきたいと思っています。

愛知労働基準協会の皆様方のご理解を頂きながら、しっかりとやっていきたいと思いますので、ご支援いただけますようお願い申し上げます。

2 会員懇談会第2部

懇談会第2部では、和やかな雰囲気の中、来賓、会員の方々の意見交換会が活発に行われました。

当協会の役員について

役員任期は2年で、第13回定時会員総会（2024年6月13日）において12名の新役員選任を承認いただき、その後の第67回理事会（同日）を経て、以下の体制となりました。

（役職は 2024 年 6 月 13 日現在、敬称略）

役 職	部会長 / 副部会長等	氏 名	所 属 ・ 役 職	新任・重任 区分
会 長 (代表理事)	－	山崎 聡志	東邦ガス(株) 取締役専務執行役員	
	安全部会長	伊村 隆博	トヨタ自動車(株) 生産本部本部長	
	健康部会長	加藤 悟司	名古屋鉄道(株) 取締役常務執行役員	
	総務部会長	竹鶴 隆昭	大同特殊鋼(株) 常務執行役員	新任
	賃金・時間部会	中村 昭彦	(株)三菱 UFJ 銀行 常任顧問	新任
	労災部会	平松 岳人	中部電力(株) 専務執行役員	新任
理 事	－	山口 高広	愛知県中小企業団体中央会 会長	
	－	大島 卓	愛知県経営者協会 会長	
	賃金・時間部会 副部会長	山本 光子	(一社)名北労働基準協会 理事 パーソルテンプスタッフ(株) 相談役	
	総務部会 副部会長	森井 定正	名古屋東労働基準協会 会長 東邦ガス(株) 執行役員 人事部長	
	安全部会 副部会長	志岐 哲也	(一社)名古屋南労働基準協会 会長 三井化学(株) 理事 名古屋工場長	新任
	健康部会 副部会長	上手 研二	豊橋労働基準協会 会長 トピー工業(株) 執行役員 スチール事業部 豊橋製造所長	新任
	賃金・時間部会 副部会長	加藤 真樹	名古屋西労働基準協会 会長 (株)名鉄百貨店 取締役管理本部長 総務人事部長	新任
	健康部会 副部会長	畔柳 雅宏	岡崎労働基準協会 会長 岡崎信用金庫 副理事長	
	健康部会 副部会長	大森 輝英	一宮労働基準協会 会長 オーモリホールディングス(株) 代表取締役社長	
	安全部会 副部会長	穂刈 正洋	(一社)半田労働基準協会 会長 AGC (株)愛知工場 工場長	新任
	安全部会 副部会長	新家 俊明	(一社)刈谷労働基準協会 会長 (株)ジェイテクト 経営役員 生産本部長	
	総務部会 副部会長	磯部 利行	豊田労働基準協会 副会長 (株) FTS 代表取締役社長	新任
	労災部会 副部会長	河村 将成	瀬戸労働基準協会 河村電器産業(株) 執行役員管理統括担当	新任
	労災部会 副部会長	橋本 篤一郎	津島労働基準協会 会長 (株)橋本製作所 代表取締役	新任
	総務部会 副部会長	鹿間 芳則	江南労働基準協会 会長 石塚硝子(株) 執行役員 人事・総務部長	新任
	賃金・時間部会 副部会長	二宮 英樹	西尾労働基準協会 会長 (株)ニノミヤ 代表取締役社長	
専務理事	事務局長	和久井 秀則	(公社)愛知労働基準協会 事務局長 ※東邦ガス側より出向	新任
	教育事業部長	中西 弘毅	(公社)愛知労働基準協会 教育事業部長	
	総務部長	小林 元也	(公社)愛知労働基準協会 総務部長	
監 事	－	橋本 敬文	三菱重工業(株) 名古屋航空宇宙システム製作所 所長代理	
	－	岡部 信	(株)ノリタケカンパニーリミテド 取締役専務執行役員	

令和6年度 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する 厚生労働大臣・愛知労働局長表彰

愛知労働局

< I 厚生労働大臣賞 >

1 厚生労働大臣 優良賞（1 事業場）

本賞は、安全衛生に関する水準が特に優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものです。全国で7事業場が受賞されます。

※7月1日にLEVEL XXI 東京會館（東京都千代田区大手町2-2-2）で執り行われる中央表彰式にて表彰状が授与されます。

○株式会社大林組 名古屋支店 社会医療法人杏嶺会一宮西病院増築工事

2 厚生労働大臣 奨励賞（1 事業場）

本賞は、安全衛生に関する水準が優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものです。全国で16事業場が受賞されます。

※奨励賞は7月4日愛知産業安全衛生大会表彰式にて代理で愛知労働局長から表彰状が授与されます。

○株式会社デンソー 善明製作所

※全国の厚生労働大臣表彰受賞事業場・団体・個人の名簿は厚生労働省ホームページ（6月19日付け報道発表資料）をご覧ください。

< II 愛知労働局長賞 >

1 愛知労働局長 優良賞（1 事業場）

本賞は、地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものです。

○株式会社 JERA 知多第二火力発電所

2 愛知労働局長 奨励賞（14 事業場）

本賞は、地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組みが他の模範と認められる事業場又は企業に授与されるものです。

○株式会社リバーズ

○愛知機械工業株式会社 大江工場

○株式会社トーエネック 本店別館

○カネ美食品株式会社 本社

○株式会社メイキコウ

○マルヤス工業株式会社 御津工場

○大和化成工業株式会社

○アイコクアルファ株式会社

○株式会社アスデックス

○株式会社 TDEC

○東海部品工業株式会社 本社工場

○株式会社東海理化電機製作所 本社・本社工場

○東レ株式会社 愛知工場

○豊田化学工業株式会社 本社

3 愛知労働局長 功績賞（2 名）

本賞は、地域の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に授与されるものです。

○森西 洋平（愛知労働局 粉じん対策指導委員）

○豊田 勝己（建設業労働災害防止協会 愛知県支部 豊橋分会 前分会長）

4 愛知労働局長 安全衛生推進賞（2 名）

本賞は、地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に授与されるものです。

○田島 真一（公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 愛知県支部 事務局長）

○前田 和弘（港湾貨物運送事業労働災害防止協会 東海総支部駐在 安全管理員）

令和6年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者（製造業等）」の募集について

同顕彰は、厚生労働省が、毎年、一定の技能と経験を有し、担当する現場または部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等、労働者を直接指揮する方（職長等）を顕彰することで、安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図り、もって我が国産業の安全水準の向上を図ることを目的としています。

当協会は、同顕彰に係る一次審査団体として、最大2名の候補者の方を推薦することができます。所属する職長等の推薦を希望される事業場は、ぜひご応募いただきますようお願いいたします。応募の手順など詳細は当協会ホームページ（https://www.airouki.or.jp/news/cat26/post_60.html）でご確認ください（応募期日：9月12日（木））。

「治療と仕事の両立支援シンポジウムあいち」開催のお知らせ

当協会では、厚生労働省の重要なテーマのひとつである「治療と仕事の両立支援」に関し、その必要性を広く世の中にアピールすべく、標記シンポジウムを以下の通り開催いたします。詳細は8月号にてご案内しますので、ぜひご参加ください。

- ・ 日 時 2024年10月30日（水）13:30～16:30 ※時間は予定
- ・ 会 場 名古屋国際会議場レセプションホール（名古屋市熱田区熱田西町1番1号）
- ・ 内 容 専門家による特別講演、企業等による事例発表、パネルディスカッションなど

災 害 発 生 状 況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧（令和6年6月10日現在）

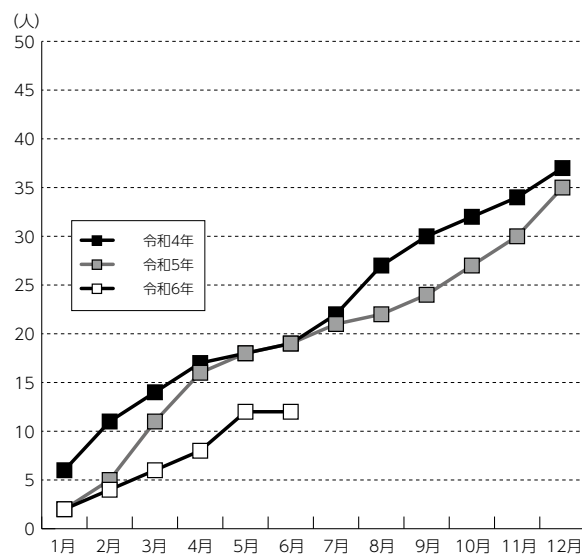
発生日時	事故の型／起因物	災害発生状況・原因			
R6.5.9. 14:30	墜落・転落 屋根・はり・もや・けた・合掌	工場に高さ約12mの仮設の門型クレーンを搬入するにあたり、高さ約9mの工場の屋根に同クレーンが干渉しないよう一時的に設けた開口部について、災害発生当日午後、被災者ほか4名が上記の関連作業として開口部周囲にベニヤ板を設ける作業を行っていた際に、同日14時30分、被災者がFRP製の窓明かりを踏み抜いて墜落し、死亡した。			
事業場規模		9名以下	業種 建築工事業（木建以外）	40代 タイル工	経験 0年
R6.5.13. 10:45	墜落・転落 作業床・歩み板	建築工事現場内において、エレベーター設置工事を行っていた。搬器の枠組みに足板をかけて作業床としていた。当該床は高さ23メートルに位置していた。被災者が、当該床上でさび止め等の作業を行っていたところ、当該床の固定器具が一部外れたことにより、当該床が傾き、被災者が地上まで落下した。病院に搬送され、死亡が確認された。			
事業場規模		9名以下	業種 建築工事業（木建以外）	50代 昇降機工	経験 30年
R6.5.14. 16:00	墜落・転落 はしご等	瓦屋根の更新にかかる見張りのため、はしごを用いて屋根に登ろうと一段目に足をかけたところ、はしごから転落したもの。 被災直後、被災者に意識はあったものの、その後死亡に至ったもの。			
事業場規模		9名以下	業種 建築工事業（木建以外）	60代 その他の職種	経験 20年
R6.5.15. 12:15	墜落・転落 地山・岩石	派遣先である工場の敷地外河川敷にて草刈り作業中に堤防から滑落し、河で仰向けに浮かんでいるところを発見された。			
事業場規模		9名以下	業種 一般機械器具製造業	70代 派遣労働者	経験 6年

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年6月10日現在の速報値）

令和6年発生分 ※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種	年 別	令和6年速報値	令和5年同時期 （速報値）	令和5年確定値
製 造 業	食 料 品 製 造 業	3	4	8
	化 学 工 業			
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		2	3
	金 属 製 品			
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	1		
	そ の 他	2	2	5
建 設 業	土 木 工 事 業	3	2 (1)	6 (1)
	建 築 工 事 業			
	そ の 他			
陸上貨物運送事業		1	3	10 (3)
商 業	卸 売 業	3 (2)	2 (1)	4 (2)
	小 売 業	2 (1)	1 (1)	2 (2)
	そ の 他	1 (1)		
	清 掃 ・ と 畜 業	1	2	4
上記以外の事業		1	2 (1)	3 (1)
合 計		12 (2)	15 (3)	35 (7)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



「はたらきかたススめ」特設サイトをご覧ください！



2024年4月から時間外労働の上限規制が適用された、建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師について、業界別の取組や国民の方に理解を深めていただけるようなコンテンツを掲載しています。

働き方改革をすすめるために。。。



- ・荷待ち時間を削減し、トラックドライバーが決められた時間内で配送を行えるようにする
- ・宅配ボックスなどを活用した置き配を利用する
- ・P AやS Aの駐車のルールを守る
- ・著しく短い工期を前提とした工事依頼は控える など

わたしたちにできることがあります！

はたらきかたススめ



←是非ご覧ください！→



愛知労働局・県下労働基準監督署

令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コースのご案内

令和6年4月1日に、建設業、自動車運転の業務、医業に従事する医師にも、**時間外労働の上限規制が適用されました**。このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減など環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例（建設業、運送業の場合）

【建設業の事例】

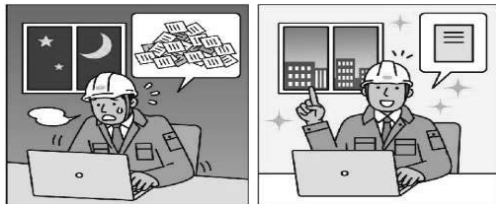
企業の
課題

積算業務を効率化し、
労働時間を削減したい！

助成金
による
取組

土木工事積算システムを導入

改善の
結果



過去の類似工事との比較が容易になり、より短時間で適正な積算値を算出できるようになった。

【運送業の事例】

運行に伴う事務作業を効率化し、
労働時間を削減したい！

デジタル式運行記録計を導入



運転日報や出勤簿の作成が自動化されたことにより、労働時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入など成果目標の達成状況に応じて取組の実施に要した経費の一部を**最大1000万円**（業種による）まで助成します。

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
（締切：11月29日（金））

交付決定後、提出した計画に沿って
取組を実施
（事業実施は、令和7年1月31日（金）まで）

労働局に支給申請

（申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または令和7年2月7日（金）のいずれか早い日となります。）

（注意）本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、下記にお尋ねください。



愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）まで

問合せ先：052-857-0313

申請書の記載例を掲載している
「申請マニュアル」や「申請様式」は、
こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も
可能です。詳しくはこちら
（<https://www.jgrants-portal.go.jp/>）



～最低賃金の改定が予定される10月より前に！

活用すると大変有効！業務改善助成金！～

愛知県最低賃金については、昨年10月に過去最大41円の引き上げにより時間額1,027円となりましたが、今年も大幅な引き上げが予想されています。

業務改善助成金は、事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（例：POSレジシステム、食器洗い乾燥機、リフト付き福祉車両等）を行う場合、その設備投資などに要した費用の一部（最大600万円）を助成する制度であり、最低賃金の改定が予定される10月より前に活用していただくと大変有効です。

令和6年4月の申請件数は昨年同月に比べて3.5倍となっております。予算の上限に達すれば、申請期限（令和6年12月27日）前でも申請を締め切りますので、本助成金に関心がある事業主の方は、お早めの申請をご検討ください。

対象となる事業者

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 申請する事業場内で最も低い時間給が、1,027円以上1,077円以下であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支援内容

設備投資などに要する費用に助成率を乗じた金額を、助成上限額の範囲内で支給します。

（例）20万円のPOSレジシステムを購入した場合 **支給額：20万円×3/4＝15万円**

お問合せは、業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）へ、交付申請書等の提出は、愛知労働局雇用環境・均等部企画課（052-857-0313）へ。

「まずは気軽に
お問合せを！」



タスケくん

参考ウェブサイト

●厚生労働省ウェブサイト

「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金

検索



●最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

最低賃金特設サイト

検索



(令和6 年4 月時点版)

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援を強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業 務 改 善 助 成 金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

申請先 愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課

問合せ先 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440



キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

問合せ先 あいち雇用助成室：052-688-5758



ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

問合せ先 ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-3821-7013



問合せ先 サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター：0570-666-376



事業主の皆さまへ

令和7年4月から段階的に施行

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が 改正されました！

愛知労働局雇用環境・均等部指導課

①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

- ・柔軟な働き方を実現するための措置の義務化
- ・所定外労働の制限（残業免除）の対象の拡大
- ・育児のためのテレワークの導入の努力義務化
- ・子の看護休暇の見直し
- ・仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化

②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化

- ・従業員数**300人超**の企業に育児休業等の取得の状況を公表の義務化
- ・次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長
- ・一般事業主行動計画策定時における育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務化

③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

- ・介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務化

詳細はこちらから👉



お問い合わせ先 愛知労働局 雇用環境・均等部指導課
TEL 052-857-0312

メンタルヘルス不調の予防・早期発見

有田労務管理事務所 社会保険労務士 有田 知史 氏

近年、労働者のメンタルヘルス不調や、それに伴う労働災害及び休職が増加しており、企業としてはその対策を迫られているところかと思います（現実には、既に対策を講じている会社も大企業を中心に多くあります。）。その一方で、対策の必要性は理解できても、（特に従業員の少ない中小企業では）実際にメンタルヘルス不調者が発生したことがなく、いざメンタルヘルス不調者が出てきたときにどのように対応すればよいか、予防から復職支援まで全体を通して理解している実務担当者は決して多くありません。

また、メンタルヘルス不調は、企業の休職制度と密接に関係することから、メンタルヘルス不調における「休職前（予防と早期発見）」「休職期間中」「復職時（休職期間満了直前）」の各段階に応じて、全3回にわたり、その対応について説明をしたいと思います。

【休職前（予防と早期発見）】

1. 採用面接時に既往歴を必ず確認する

よくある誤解として、採用面接時に既往歴を確認してはいけないというものがありますが、決してそんなことはありません。適切な方法で確認をすれば法的な問題はないと考えられます。なぜ、このような誤解があるのかというと、「既往歴を確認することは、個人情報に関係から問題になるのでは…」と思われる方が多いのではないかと考えられます。実際、厚生労働省パンフレット「公正採用選考をめざして」の中には、「既往歴の確認については、…就職差別につながるおそれがあります。」との記載もあります。

しかし、かなり古い判決ですが、三菱樹脂事件（最大判昭和48年12月12日）では、「法律その他による特別の制限がない限り採否の決定にあたって使用者に調査の自由がある」と判断しています。

「法律その他による特別の制限がない限り」調査の自由があるとのことですが、その法律とは何でしょうか。具体的には、「個人情報保護法」「職業安定法（職業安定法に基づく指針）」という2つの法律が関係してきます。

では、この2つの法律を踏まえて、どのように確認をすればよいのでしょうか。紙面の都合上、詳細には説明できませんが、①利用目的を通知又は公表し、②本人の事前の同意を得たうえで既往歴を確認するのであれば、問題ないかと思います。

実際の確認方法ですが、利用目的を記載した同意書等に署名してもらい、その後、既往歴を記載してもらうことで、同意があったことを書面に残す方法がよいと思います。また、既往歴について無制限に確認することは、必要性の観点から否定されることになるため、現在及び過去数年程度までに留めたほうがよいと思います。

あくまで任意で記載をしてもらうことになるため、同意を拒否された場合については、無理に記載してもらうのではなく、同意を拒否したことを1つの要素として、採用するかどうかを検討することになります。

2. 現場で異変に気づいて適切な対処をする

従業員のメンタルヘルス不調に気づくためには、従業員の変化に注目することが重要です。「今までなかった遅刻・欠勤等が頻発するようになった」「就業中に居眠りをする」「明らかにおかしい言動がある」等があれば要注意です。特に上司の方は、部下の管理をする際に、こういった変化に気付けるように、普段から部下と十分なコミュニケーションをとることが必要になってきます。

次に、仮に変化に気づいたとしても、いきなり、「あなたは病気だから医療機関を受診した方がよい」と病人扱いをしたり、「医療の専門家ではないからとりあえず様子を見たほうがよい」などと放置する対応はよくありません。病気かどうかの判断は専門家である医師が行うことであり、会社が行うことではないからです。あくまでも、会社の上司や人事労務担当者は、診断（病名の特定）をする必要はなく、従業員が何らかのメンタルヘルス不調に陥っている疑いのあることに気づき、専門家の診断や治療につなげることが役割となります。

本人に専門家の受診を勧める時には、病気かどうかという観点ではなく、職場で現実に行っている困りごとによって業務に支障が生じていることを本人に伝え、医療機関への受診を促すことになります。その際、非難するような言い方にならないよう配慮しますが、当の本人に自覚がなかったり、受診・治療に反発する者も少なくないことから、受診を拒否されたとしても、数回にわたって「会社がなぜ受診をしてもらいたいのか」を丁寧かつ明確に本人に伝えることになります。それでも本人が拒否する場合は、業務命令として受診命令を発出することになります。この受診命令は、過去の判例から就業規則等に記載がなくても可能とされていますが、トラブルを避けるために就業規則等に受診命令の記載をすることをおすすめします。

ここまで、休職前の予防と早期発見について説明をさせていただきました。次回は、休職期間中の対応について説明をしたいと思います。



有田 知史
有田労務管理事務所 社会保険労務士

2010年より7年間、地元金融機関にて融資・渉外業務を担当。

2017年、有田労務管理事務所入所。社会保険労務士のほか、中小企業診断士、行政書士、産業カウンセラー等の資格を活かし、人事労務相談や就業規則の改定のほか、経営戦略の策定、創業・資金調達などの分野で企業の支援を行っている。愛知県労働講座講師。

第12回「愛知安全管理者交流会」、「愛知衛生管理者交流会」、 「愛知THP推進協議会」合同総会開催

当協会 安全管理者交流会、愛知衛生管理者交流会及び愛知THP推進協議会は、本年6月7日(金)、岡谷鋼機名古屋公会堂4階ホールにおいて、合同総会を開催しました。

はじめに当協会 専務理事・事務局長 守山より開会の挨拶を行い、続いて、来賓の愛知労働局労働基準部 安全課長 鈴木 基義 氏より同課の令和6年度行政運営方針や全国安全週間の実施等について、また、健康課長 藻谷 岳志 氏より新たな化学物質管理、熱中症防止対策や心身の健康確保のための総合対策等について、講話をいただきました。

合同総会では、議案は事前に議案書送付により決議されていますが、「3会」が新たに「愛知健康安全交流会」に組織変更されることについて、事務局より「3会」が統一される経緯や活動目的等を踏まえて補足説明を行いました。

今後、「愛知健康安全交流会」は、「3会」が一体になって活動することで相互に交流を図り、より大きな相乗効果を期待し、一部の企業に限られていた活動を公益目的の観点から、第3次産業、建設業、運輸業など業種を広げ県下全体の安衛管理水準の底上げを取り組みます。

直近では、7月4日、愛知産業安全衛生大会の併設会場において、安全週間特別イベントとして、「運ぶ」をテーマに異業種交流パネル事例展を開催します。



当協会 専務理事 守山 忠男



愛知労働局安全課長 鈴木 基義 氏



同 健康課長 藻谷 岳志 氏

合同総会の最後に、愛知健康安全交流会会長 トヨタ自動車(株) 安全健康推進部長 永田 タカ子 氏より、「愛知県の労働災害の発生状況は増加傾向にあり、この状況を少しでも改善して働くすべての人々が安全、安心に働くことが出来る職場を作っていくことが求められています。このような中、従来の3会を一つにまとめ、愛知健康安全交流会を立ち上げることで、愛知労働局と連携・協力を密にして、県内で働く方の健康と安全の底上げとなる活動を推進し、結果を出していけたらと考えます。必要な知識を得るための情報を提供し、学べる場を作る、愛知県下の様々な企業同士で違う視点からの気づき、発想の転換などに繋がる交流会の開催を実施する予定で、活動を通じて、事業場内環境の更なる充実に繋がるよう尽力して参ります。」旨の発足に当たって挨拶を行いました。

総会終了後には、防災システム研究所所長 山村 武彦 氏より、「これからの防災と危機管理～個人の備えと組織の対応」と題した特別講演が行われ、また会員意見交換会では会員の方々の意見交換会が活発に行われました。



トヨタ自動車(株) 安全健康推進部長 永田 タカ子 氏



防災システム研究所所長 山村 武彦 氏

労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナーを 岡谷鋼機名古屋公会堂4階ホールで開催

当協会は、6月17日（月）、岡谷鋼機名古屋公会堂4階ホールにおいて、県下14の地区労働基準協会と共催により無料セミナーを開催し、企業の労務担当者や若手社員等約200名が受講されました。

本無料セミナーは、職場の労働トラブルを解決・防止するために、2021年度から続いて、本年度は昨年度と同様に労働基準法、労働安全衛生法及び労働保険に関する労働実務基礎講座として、動画、労働クイズ、労働小話等を交えて、また、途中でリフレッシュ体操を入れて、分かりやすく解説しました。

豊富な上映スライドのテキスト冊子に加えて、職場に戻ってからも実務に役立つ教本（労務管理の早わかり）を配付し、好評を得ています。

セミナーの冒頭には、ご後援をいただいている愛知労働局労働基準部長 高橋 嘉寿満 氏より、ご挨拶をいただき、最近の労働基準行政の動向として、今年も大幅な愛知県最低賃金の引き上げが10月に予想される中、改定の前に活用すると大変有効である「業務改善助成金」についての説明などがありました。

ご挨拶の後、各講師より次の内容で講演が行われました。

◆労働トラブル発生時の企業責任と労働基準協会の活動内容

講師：一般社団法人 名北労働基準協会
副会長・専務理事 市之瀬 高司 氏

◆労働安全衛生法の概要と労働保険制度の概要

講師：一般社団法人 名北労働基準協会
理事・事務局長
ホワイト企業推進本部長 石田 和彦 氏

◆労働基準法の概要

講師：市之瀬 高司 氏

◆今後の労務・安全衛生管理に向けて

講師：市之瀬 高司 氏



高橋労働基準部長



講師 市之瀬 氏



講師 石田 氏

本セミナーは、本年度10回の開催を計画し、次回は7月12日（金）、あいち産業科学技術総合センター 産業技術センター（交流ホール）で開催されます。

以降は、8月2日（豊田市）、9月12日（半田市）、10月18日（一宮市）、11月6日（岡崎市）、11月25日（豊川市）、12月3日（西尾市）、来年2月予定（尾張旭・瀬戸地域）、同3月（名古屋市）で開催されます。

第1回「衛生管理者のたまり場」開催報告

6月19日、当協会は、オンラインにより、本会を開催し、事業場の衛生管理者を中心に、21名の方に参加いただきました。

本会は、当協会が事務局となり、衛生管理者の方々が、オンライン（Zoom）を通じ、自由に意見交換・情報交換等ができる交流の場として設けたものであり、今回が、その第1回目の開催となります。

ファシリテータ役である当協会アドバイザーの加藤 善士 氏による進行のもと、5月22日開催の「衛生管理者向け 化学物質管理対策を学ぶセミナー」で講師を務められた化学物質管理専門家である安部 成明 氏より、同セミナー終了後の受講者による質疑応答の情報共有がなされ、これを中心に参加者間で意見交換が行われました。

この「衛生管理者のたまり場」は、講師等が、視聴される方に一方的に解答・答えを提供すると言う場ではありません。それぞれの職場で衛生管理者として活動される際に、苦慮していることや疑問・迷い等を、参加者が提供し合い、参加者で共有して、参加された衛生管理者の方に、気づきがあればいいなあ、少し力になればいいなあ、という思いで、「たまり場」という名称で、1時間の開催としています。基本は声出し・顔出しの自由発言のオンライン会合です。

次回開催は7月25日（木）午後3時の予定です。また、本会に興味を持たれた方は、tamati@airouki.or.jp までメールにてお問い合わせください。

リスクアセスメントセミナーを西尾コンベンションホールで開催

6月14日（金）、西尾コンベンションホールにおいて当協会及び西尾労働基準協会が主催し、愛知労働局、西尾労働基準監督署の共催にてリスクアセスメントセミナーを開催しました。当日は、会場定員を上回る126名と大変多くの企業担当者の方々にご参加いただきました。

当日は、冒頭に岡崎労働基準監督署西尾支署長 浦本 尚一 氏によるあいさつがあり、続いて第1部「リスクアセスメントセミナー」第2部「全国安全週間説明会」が行われました。

技能講習等講習会予定表

		学 科		実 技					
		日	会 場	日	会 場	日	会 場	日	会 場
フォークリフト運転 (31Hコース)	7月	1	ポーラ名古屋ビル	2.3.4	NSB東海	5.8.9	NSB東海	7.14.21	水谷運輸倉庫
		5	トヨタ教育センター	6.7.8	トヨタ教育センター	13.14.15	トヨタ教育センター		
		9	NSB東海	10.11.12	NSB東海	16.17.18	NSB東海		
		18	NSB東海	19.22.23	NSB東海	24.25.26	NSB東海		
	8月	1	ポーラ名古屋ビル	2.5.6	NSB東海	7.8.9	NSB東海	4.11.18	水谷運輸倉庫
		19	NSB東海	20.21.22	NSB東海	23.26.27	NSB東海		
		26	とよはし産業人材センター	27.28.29	とよはし産業人材センター				
	9月	2	ポーラ名古屋ビル	3.4.5	NSB東海	6.9.10	NSB東海	8.15.22	水谷運輸倉庫
		6	トヨタ教育センター	7.8.9	トヨタ教育センター	14.15.16	トヨタ教育センター		
		9	江南市民文化会館	15.22.29	榊稲葉製作所				
		10	ポーラ名古屋ビル	11.12.13	NSB東海	17.18.19	NSB東海	20.24.25	NSB東海
		30	ポーラ名古屋ビル	10/1.2.3	NSB東海	10/3.4.7	トヨタL&F白金	10/6.13.20	トヨタL&F北名古屋
				10/7.8.9	NSB東海				

	講習会	会場	7月	8月	9月
技能講習	ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	16		13
		(実) トヨタ教育センター	20		21
		(学) 西尾コンベンションホール			12
		(実) アイシン金型工機部			14
		(学) 豊和工業㈱		20	
		(実) トヨタ教育センター		24	
	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 9.10 (実) 11or12	(学) 6.7 (実) 8or9	(学) 3.4 (実) 5or6
			(学) 16.17 (実) 18or19	(学) 27.28 (実) 29or30	(学) 17.18 (実) 19or20
			(学) 23.24 (実) 25or26		(学) 24.25 (実) 26or27
		とよはし産業人材教育センター			(学) 17.18 (実) 19or20
		アイブラザ半田	(学) 4.5 (実) 9or10		(学) 12.13 (実) 17or18
		トヨタ教育センター	(学) 1.2 (実) 3or4		
	有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	1.2	8.9	3.4
			11.12	28.29	17.18
			20.21		21.22
			23.24		
		アイブラザ豊橋		22.23	
		アイブラザ半田		1.2	
		トヨタ教育センター	24.25		11.12
	特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	8.9	3.4	5.6
			22.23	5.6	19.20
		とよはし産業人材教育センター	30.31	26.27	24.25
		西尾コンベンションホール	29.30		
		トヨタ教育センター		1.2	
					2.3
	プレス機械作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		1.2	11.12
		トヨタ教育センター	17.18		
	乾燥設備作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	8.9	21.22	17.18
		豊川市文化会館	25.26		
		刈谷商工会議所		8.9	
		岡崎勤労支援センター			11.12
	高所作業車 【学科1日 実技1日】	(学) 豊和工業㈱			20
		(実) ポリテックセンター名古屋港			25or26or27
	はい作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		26.27	
	石綿作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	2.3	15.16	7.8
			18.19	30.31	26.27
			29.30		
	鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			10.11

	講習会	会場	7月	8月	9月
特別教育	アーク溶接 【学科1.5日 実技1.5日】	(学) SDG	22.23	26.27	2.3
		(実) SDG	24or25	28or29	4or5
	テールゲートリフター特別教育 【学科・実技1日】	アイシン教育センター	26	20	10
			29	30	30
	自由研削といし 取替・試運転 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	5	23	9
			31		
	機械研削といし 取替・試運転 【学科1日 実技0.5日】	トヨタ教育センター	29		
			30or31		
	産業用ロボット (検査・指示) 【学科2日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル		19.20	
		(実) 三菱電機		21or22or23	
		エイジェック	(学) 8.9 (実) 10or11or12	(学) 5.6 (実) 7or8or9	(学) 9.10 (実) 11or12or13
			(学) 29.30 (実) 7/31or8/1or2		(学) 9/30.10/1 (実) 10/2or3or4
			(学) トヨタ教育センター (実) トヨタ教育センター	22.23	
			27or28or29		
	粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		26	
	石綿作業従事者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	22		
	低圧電機 【学科1日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 16 (実) 17	(学) 5 (実) 6	(学) 22 (実) 23
				(学) 22 (実) 23	(学) 2 (実) 3
	フルハーネス (6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	5	7	4
			24	21	30
	電機自動車等整備業務 【学科・実技1日】	名鉄整備専門学校		7	
能力向上等	安全衛生推進者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	29.30		12.13
	衛生推進者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル			2
	安全管理者選任時【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		1.2	
	局所排気装置等自主検査者 【学科2日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル			9.10
		SDG	16.17.18		11or12or13
	マスクフィットテスト【学科1日】	名古屋市公会堂	18		
	国際会議場			28.29	19.20
	石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	25.26		
	化学物質管理者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		19.20	
	化学物質管理者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	10	28	
	衛生管理者(一種)【学科4日】	ポーラ名古屋ビル	1.2.3.4	19.20.21.22	

日付の表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	7月	8月	9月
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー	12 産業技術センター (刈谷)	2 豊田商工会議所	12 ちたしんほしぎきホール (半田)
リスクアセスメントセミナー			30 岡谷鋼機名古屋公会堂
化学物質セミナー(基礎・応用)	24 名古屋国際会議場 (基礎編)		27 名古屋国際会議場 (応用編)
自社で行う労務監査の基本ポイントセミナー	29		
物流業界2024年問題で求められる荷主の対応セミナー		7	
愛知産業安全衛生大会	4 岡谷鋼機名古屋公会堂		

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。

フォークリフト外国語コース 中国語講座 ポルトガル語講座 ベトナム語講座	学科【2日】	9/22. 23
		ポーラ名古屋ビル
	実技【3日】	9/24. 25. 26
		トヨタL&F白金オフィス